

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業に係る個別現場説明会 議事録

No.	質問	回答
1	要求水準書に「埋立地北東端にある余水吐を撤去すること」とありますが、これは以下の①～③のどの解釈が正しいでしょうか。ご教示ください。 ①既設余水吐の管内を閉塞させ、余水吐としての機能を無くす。 ②①に加え、既設護岸の構造に影響のない部分のみ一部撤去する。 ③余水吐構造全体を完全に撤去する。撤去作業の支障となる既設護岸の被覆石や上部工の撤去・復旧も併せて行う。	護岸に影響を与えない呑み口部分については撤去頂くようお願いします。なお、護岸に影響が生じる配管部分の撤去は実施しないようお願いします。
2	要求水準書に「埋立地北東端にある余水吐を撤去すること」とありますが、余水吐の撤去後の場内の雨水排水設備が無くなりますが、そのままでもよろしいでしょうか。	余水吐撤去後に代替のものは必要ない。 工事中は、余水吐より排水しても良い。
3	要求水準書に「公共工事による残土の活用について県と協議する」とありますが、県との協議により公共工事による残土の活用を行い、工事費が増額または減額となった場合、以下の①～③のどの解釈が正しいでしょうか。ご教示ください。 ①事業契約書第16条の「乙による事業者提案又は設計の変更」に該当し、増加費用が発生したときは受注者が増加費用を負担し、費用の減少が生じたときは、請負代金の額を減額する。 ②事業契約書第17条の「甲の指示による事業者提案又は設計の変更」に該当し、増加費用が発生したときは合理的な範囲で発注者が増加費用を負担し、費用の減少が生じたときは、請負代金の額を減額する。 ③①②のいずれにも該当せず、請負金額の変更は無い。	県より残土受入の依頼があった場合は、②の対応となる。 現在、10万㎡の河床掘削土が令和7年度内に場内に入るるので、その土は見込んだ入札としてください。
4	受注後の調査および詳細設計により、入札時に受注者が提案書で想定した施工数量に増減が生じることが想定されますが、各工種の工事費が増額または減額となった場合（例えば、地盤改良工が増額、切盛土工が減額、総額で減額となった場合）、以下の①～③のどの解釈が正しいでしょうか。ご教示ください。 ①事業契約書第16条の「乙による事業者提案又は設計の変更」に該当し、増加費用が発生した工種は受注者が増加費用を負担し、費用の減少が生じた工種は、請負代金の額を減額する。 ②事業契約書第16条の「乙による事業者提案又は設計の変更」に該当し、総額で費用の減少が生じたときは、請負代金の額を減額する。 ③①②のいずれにも該当せず、請負金額の変更は無い。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
5	工事中の作業時間についてはどのように考えられているのでしょうか。作業時間に制約があるのであれば、ご教示願います。	作業時間の制限はありませんが、関係法規を遵守して実施してください。
6	要求水準書に「事業地全体において上載荷重を10kN/㎡として沈下検討を実施し、令和8年度末までに許容残留沈下量を10cm以下」とありますが、範囲には埋立地外周の既設護岸構造物も含まれるのでしょうか。含まれないのであれば、その境界についてご教示ください。	U字型側溝より内側を改良範囲として設定してください。 そのため、水たたきコンクリート、U字型側溝は残置してください。
7	埋立地外周の既設護岸背面の水たたきコンクリート、U字型側溝は撤去しますか、それとも残置するのでしょうか。	
8	既存の護岸のボーリング(添付図書(1)設計概要書P41,43,45)のボーリング結果(特に圧密試験結果)および護岸の圧密計算結果をご提示ください。	保存期間を過ぎており、提供は難しいとお考え下さい。
9	今回施工範囲外である本埋立地の南東部(添付図書(1)設計概要書P108の緑地③部分)は、資材や土砂置場、現場事務所用地、駐車場、工事用道路などとしての利用は可能でしょうか。	2工区は売却済のため、購入者との交渉となります。
10	添付図書(1)設計概要書P1～3では、すりつけ部以外の地盤の高さは+6.4と記載されております。一方で、添付図書(1)設計概要書P13の図2-2西護岸②工作物構造図では護岸背後20mが+5.50の地盤高になっており整合が取れません。どちらが正しいでしょうか。	当初は緑地として+5.5mとなっておりましたが、現在は+6.4mとお考え下さい。
11	現地に測量基準点および水準点はあるのでしょうか。あれば、その位置をご教示ください。	測量基準点(座標およびベンチマーク)は、工事区域内および近接して設置しております。
12	既設護岸のパラペットの天端が施工前に測量した時点で、計画より低い場合はかさ上げを行うのでしょうか。行う場合は、事業契約書第17条の「設計図書の変更」にともなう設計変更(増額)と考えてよろしいでしょうか。また同様に、施工前に護岸法線のズレがあり、補修をする場合も設計変更と考えてよろしいでしょうか。	入札時においては、かさ上げなどを見込む必要はありません。
13	既設護岸の基礎捨石と埋立土が接する部分に防砂シートもしくは遮水シートがあると思ってよろしいでしょうか。	あります。
14	既設護岸の基礎砂と埋立土が接する部分に防砂シートもしくは遮水シートはないと思ってよろしいでしょうか。	ありません。
15	参考資料5土質調査結果の地層推定断面図のBc層状にある”Bg層”、“Bs層”の物性(粒度分布、単位堆積重量等)をご提示ください。また、盛土時に転圧厚さをどの程度で管理して施工したかご教示ください。	資料はありません。